

岐阜県教育職員免許法施行規則（昭和三十七年岐阜県規則第四十八号・岐阜県教育委員会規則第四号）新旧対照表

(新)

(旧)

目次

第一章から第三章まで 略

第四章及び第五章 略

付則

付表

第一章 総則

第一条 略

目次

第一章から第三章まで 略

~~第三章の二 免許状更新講習（第十五条の二―第十五条の五）~~

第四章及び第五章 略

付則

付表

第一章 総則

第一条 略

(法令の略称)

第二条 この規則で次の表の上欄に掲げる法令は、それぞれ当該下欄のとおり略称する。

第二条 この規則で次の表の上欄に掲げる法令は、それぞれ当該下欄のとおり略称する。

.....
教育職員免許法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十九号）	十二年改正法
.....
教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成十二年文部省令第四十七号）	十二年改正施行規則
.....

.....
教育職員免許法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十九号）	十二年改正法
教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）	十九年改正法
.....
教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成十二年文部省令第四十七号）	十二年改正施行規則
教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第九号）	二十年改正施行規則
.....

第二章 教育職員検定

第二章 教育職員検定

(新)

第三条 略

(学力の検定)

第四条 法第六条第一項及び第三項に規定する学力の検定は、学力に関する証明書又は成績証明書によつて行うものとする。ただし、法第五条第二項及び第五項の規定により、特別免許状又は臨時免許状を授与する場合で県教育委員会が必要と認めるときは、試験によつて行う。

第五条から第八条まで 略

第三章 免許状授与等の申請手続

(免許状授与の申請)

第九条 法別表第一、別表第二若しくは別表第二の二又は施行規則第六十四条第一項に規定する免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類

を提出し

なければならない。

一から七まで 略

2 法第十六条第一項に規定する免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類

を提出しなければならない。

一 前項第一号から第三号までに掲げる書類

(旧)

第三条 略

(学力の検定)

第四条 法第六条第一項及び第三項に規定する学力の検定は、学力に関する証明書又は成績証明書によつて行うものとする。ただし、法第五条第三項及び第六項の規定により、特別免許状又は臨時免許状を授与する場合で県教育委員会が必要と認めるときは、試験によつて行う。

第五条から第八条まで 略

第三章 免許状授与等の申請手続

(免許状授与の申請)

第九条 法別表第一、別表第二若しくは別表第二の二又は施行規則第六十四条第一項に規定する免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類

(十九年改正法附則第二条第一項に規定する旧免許状所持者(以下「旧免許状所持者」という。))及び法別表第一、別表第二又は別表第二の二に規定する普通免許状に係る所要資格を得た日又は施行規則第六十四条第一項に規定する資格を有することとなつた日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過していない者にあつては、第一号から第七号までに掲げる書類)を提出し

なければならない。

一から七まで 略

八 法第七条第四項に規定する免許状更新講習の課程の修了に関する証明書(以下「免許状更新講習修了証明書」という。))又は免許状更新講習の課程の一部の履修に関する証明書(以下「免許状更新講習履修証明書」という。))

2 法第十六条の二第一項に規定する免許状の授与を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類(旧免許状所持者及び法第十六条の二第一項に規定する教員資格認定試験(以下「教員資格認定試験」という。))に合格した日の翌日から

起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過していない者にあつては、前項第一号から第三号までに掲げる書類及び第二号に掲げる書類)を提出しなければならない。

一 前項第一号から第三号まで及び第八号に掲げる書類

(新)

- 二 ~~法第十六条第一項に規定する教員資格認定試験の合格証明書~~
- 3 法附則第八項又は第十二項に規定する免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。
 - 一 第一項第一号から第三号までに掲げる書類
 - 二 略
- 4 三十六年改正法附則第六項に規定する免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。
 - 一 から三まで 略
- 5 十二年改正法附則第二項に規定する免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。
 - 一 から三まで 略
- 6 十二年改正法附則第三項に規定する免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。
 - 一 から三まで 略

(普通免許状検定の申請)

- 第十条 法別表第三、別表第四、別表第五、別表第六、別表第六の二、別表第七若しくは別表第八、法附則第九項又は施行規則第六十四条第二項の規定による教育職員検定によつて普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。
- 一 から八まで 略
 - 2 略
 - 3 施行法第二条に規定する普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。
 - 一 第一項第一号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる書類

(旧)

- 二 教員資格認定試験の合格証明書
- 3 法附則第八項又は第十二項に規定する免許状の授与を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類(旧免許状所持者にあつては、第一項第一号から第三号までに掲げる書類及び第二号に掲げる書類)を提出しなければならない。
 - 一 第一項第一号から第三号まで及び第八号に掲げる書類
 - 二 略
- 4 三十六年改正法附則第六項に規定する免許状の授与を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。
 - 一 から三まで 略
- 5 十二年改正法附則第二項に規定する免許状の授与を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。
 - 一 から三まで 略
- 6 十二年改正法附則第三項に規定する免許状の授与を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。
 - 一 から三まで 略

(普通免許状検定の申請)

- 第十条 法別表第三、別表第四、別表第五、別表第六、別表第六の二、別表第七若しくは別表第八、法附則第九項又は施行規則第六十四条第二項の規定による教育職員検定によつて普通免許状の授与を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類(旧免許状所持者及び法別表第三から別表第八まで又は法附則第九項に規定する普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過していない者にあつては、第一号から第八号までに掲げる書類)を提出しなければならない。
- 一 から八まで 略
 - 九 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書
 - 2 略
 - 3 施行法第二条に規定する普通免許状の授与を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類(旧免許状所持者及び施行法第一条に規定する普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過していない者にあつては、第一項第一号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる書類並びに第二号及び第三号に掲げる書類)を提出しなければならない。
 - 一 第一項第一号から第四号まで、第六号、第七号及び第九号に掲げる書類

(新)

(旧)

二及び三 略

4 法附則第十七項に規定する免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類

を提出しなければならない。

- 一 第一項第一号から第四号まで及び第六号から第八号までに掲げる書類
- 二 法附則第十七項の表第二欄に掲げる基礎資格を有する旨の証明書
- 三 法附則第十七項の表備考第二号の規定による場合は、同号に規定する免許状の写し

四 略

5 法附則第十八項に規定する免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類

を提出しなければならない。

- 一 第一項第一号から第四号まで、第七号及び第八号に掲げる書類
- 二及び三 略

(特別免許状検定の申請)

第十条の二 法第五条第二項に規定する特別免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

一から三まで 略

(臨時免許状検定の申請)

第十一条 法第五条第五項、施行法第二条第一項又は施行規則第六十五条に規定する臨時免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類（施行法第二条第一項の表の上欄各号に掲げる者にあつては第一号及び第二号に掲げる書類）を提出しなければならない。

一から三まで 略

第十一条の二から第十二条の二まで 略

二及び三 略

4 法附則第十八項に規定する免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類（旧免許状所持者及び法附則第十八項に規定する普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過していない者にあつては、第一項第一号から第四号まで及び第六号から第八号までに掲げる書類並びに第二号から第四号までに掲げる書類）を提出しなければならない。

- 一 第一項第一号から第四号まで及び第六号から第九号までに掲げる書類
- 二 法附則第十八項の表第二欄に掲げる基礎資格を有する旨の証明書
- 三 法附則第十八項 備考第二号の規定による場合は、同号に規定する免許状の写し

四 略

5 法附則第十九項に規定する免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類（旧免許状所持者及び同項に規定する普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過していない者にあつては、第一項第一号から第四号まで、第七号及び第八号に掲げる書類並びに第二号及び第三号に掲げる書類）を提出しなければならない。

- 一 第一項第一号から第四号まで及び第七号から第九号までに掲げる書類
- 二及び三 略

(特別免許状検定の申請)

第十条の二 法第五条第三項に規定する特別免許状の授与を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

一から三まで 略

(臨時免許状検定の申請)

第十一条 法第五条第六項、施行法第二条第一項又は施行規則第六十五条に規定する臨時免許状の授与を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類（施行法第二条第一項の表の上欄各号に掲げる者にあつては第一号及び第二号に掲げる書類）を提出しなければならない。

一から三まで 略

第十一条の二から第十二条の二まで 略

(新)

(旧)

(有効期間更新の申請)

第十二条の三 法第九条の二第一項の規定により免許状の有効期間の更新を受けようとする者は、有効期間の満了する日の二月前までに次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- 一 有効期間更新申請書(免許状更新講習の修了によるもの)
- 二 免許状を有することを証する書類
- 三 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

2 前項の規定にかかわらず、法第九条の二第三項の規定により免許状更新講習を受ける必要がないものとして、免許状の有効期間の更新を受けようとする者は、有効期間の満了する日の二月前までに次の各号に掲げる書類(施行規則第六十一条の四第三号、第四号及び第六号に規定する者にあつては、第一号、第二号及び第四号に掲げる書類)を提出しなければならない。

- 一 有効期間更新申請書(免許状更新講習受講免除によるもの)
- 二 免許状を有することを証する書類
- 三 知識技能に関する証明書
- 四 施行規則第六十一条の四に規定する者であることを証する書類

(有効期間延長の申請)

第十二条の四 法第九条の二第五項の規定により免許状の有効期間の延長を受けようとする者は、有効期間の満了する日の二月前までに次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- 一 有効期間延長申請書
- 二 免許状を有することを証する書類
- 三 免許状の有効期間の満了の日までに免許状更新講習の課程を修了することが困難であることを証する書類

(更新講習修了確認の申請)

第十二条の五 十九年改正法附則第二条第二項に規定する更新講習修了確認(以下「更新講習修了確認」という。)を受けようとする者は、同条第三項に規定する修了確認期限(以下「修了確認期限」という。)の二月前までに次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- 一 更新講習修了確認申請書

(新)

(旧)

- 一 免許状を有することを証する書類
- 三 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

(十九年改正法附則第二条第三項第三号に規定する確認の申請)

第十二条の六 十九年改正法附則第二条第三項第三号に規定する確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- 一 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十八号)附則第二条第三項第三号の確認申請書
- 一 免許状を有することを証する書類
- 三 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

(修了確認期限延期の申請)

第十二条の七 十九年改正法附則第二条第四項の規定により修了確認期限の延期を受けようとする者は、修了確認期限の二月前までに次の各号に掲げる書類

(同項後段の規定により修了確認期限の延期を受けようとする者にあつては、第一号及び第二号に掲げる書類)を提出しなければならない。

- 一 修了確認期限延期申請書
- 一 免許状を有することを証する書類
- 三 修了確認期限までに免許状更新講習の課程を修了することが困難であることを証する書類

(免許状更新講習の受講免除の認定の申請)

第十二条の八 十九年改正法附則第二条第五項の規定による認定を受けようとする者は、修了確認期限の二月前までに次の各号に掲げる書類(二十年改正施行規則附則第十条第一項第三号、第四号及び第六号に規定する者にあつては、第

- 一 号、第二号及び第四号に掲げる書類)を提出しなければならない。
- 一 免許状更新講習受講免除申請書
- 二 免許状を有することを証する書類
- 三 知識技能に関する証明書
- 四 二十年改正施行規則附則第十条第一項に規定する者であることを証する書類

第十三条から第十五条まで 略

第十三条から第十五条まで 略

(新)

(旧)

第三章の二 免許状更新講習

(免許状更新講習を受ける必要がない教育の職)

第十五条の二 施行規則第六十一条の四第二号及び二十年改正施行規則附則第十条第一項第二号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

一 県教育委員会の教育長（以下「県教育長」という。）及び県教育委員会の教育次長（以下「県教育次長」という。）その他県教育委員会の事務局（岐阜県教育委員会の職務権限の特例に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第三号）第二条各号に掲げる教育機関の設置、管理及び廃止に関する事務を分掌する内部部局を含む。第十五条の四第一項第一号及び第十五条の五第一項第一号において同じ。）の職員で県教育長が別に定めるもの

二 市町村教育委員会の教育長その他市町村教育委員会の事務局（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十二年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところにより市町村長が同項第一号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた市町村にあつては、当該事務を分掌する内部部局を含む。第十五条の四第一項第二号及び第十五条の五第一項第二号において同じ。）の職員で県教育長が別に定めるもの

2 施行規則第六十一条の四第四号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

一 県又は市町村の職員で県教育長が別に定めるもの

二 施行規則第六十一条の四第四号ロに規定する公立大学法人の職員で県教育長が別に定めるもの

三 施行規則第六十一条の四第四号ホに規定する文部科学大臣が指定した独立行政法人の職員で県教育長が別に定めるもの

四 県内の学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）を設置する者に限る。）をいう。以下同じ。）の理事

五 県内の社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十一条に規定する社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。）をいう。以下同じ。）の理事

(新)

(旧)

- 3 二十年改正施行規則附則第十条第一項第四号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。
- 一 県又は市町村の職員で県教育長が別に定めるもの
 - 二 県内の学校法人の理事
 - 三 県内の社会福祉法人の理事
- (免許管理者が指定する表彰等)
- 第十五条の三 施行規則第六十一条の四第五号及び二十年改正施行規則附則第十条第一項第五号に規定する免許管理者が指定する表彰等は、次に掲げるものであつて、免許状の有効期間の満了の日又は修了確認期限前十年の間に受けたものとする。
- 一 文部科学大臣優秀教員表彰（部活動等において、特に顕著な成績を上げた者に対する表彰を除く。）
 - 二 岐阜県教育委員会表彰規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第九号）第二条第五号の規定による表彰（同規則第三条の規定により、同条第一号又は第二号に該当すると認める者について行われたものに限る。）
- (更新講習修了確認を受けなければならない教育の職)
- 第十五条の四 二十年改正施行規則附則第三条第二号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。
- 一 県教育長及び県教育次長その他県教育委員会の事務局の職員で県教育長が別に定めるもの
 - 二 市町村教育委員会の教育長その他市町村教育委員会の事務局の職員で県教育長が別に定めるもの
- 2 二十年改正施行規則附則第三条第三号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。
- 一 県又は市町村の職員で県教育長が別に定めるもの
 - 二 県内の学校法人の理事
 - 三 県内の社会福祉法人の理事
- (免許状更新講習を受けることができる教育の職)
- 第十五条の五 免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号）第九条第一項第二号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

(新)

(旧)

第四章 免許状の失効及び取上げ

(失効)

第十六条 法第十条第一項又は第十一条第四項の規定により免許状が失効したときは、当該免許状を有する者は、直ちに免許状返納書を添えて当該免許状を返納しなければならない。

第十七条及び第十八条 略

第五章 雑則

第十九条及び第二十条 略

(免許状の授与証明)

第二十一条 法第五条第六項の規定に基づき既になされた免許状の授与に関する証明を受けようとする者は、免許状授与証明申請書を提出しなければならない。

2 略

~~一 県教育長及び県教育次長その他県教育委員会の事務局の職員で県教育長が別に定めるもの~~

~~二 市町村教育委員会の教育長その他市町村教育委員会の事務局の職員で県教育長が別に定めるもの~~

~~2 免許状更新講習規則第九条第一項第三号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。~~

~~一 県又は市町村の職員で県教育長が別に定めるもの~~

~~二 免許状更新講習規則第九条第一項第三号ロに規定する公立大学法人の職員で県教育長が別に定めるもの~~

~~三 免許状更新講習規則第九条第一項第三号ホに規定する文部科学大臣が指定した独立行政法人の職員で県教育長が別に定めるもの~~

~~四 県内の学校法人の理事~~

~~五 県内の社会福祉法人の理事~~

第四章 免許状の失効及び取上げ

(失効)

第十六条 法第十条第一項若しくは第十一条第四項又は十九年改正法附則第二条第五項の規定により免許状が失効したときは、当該免許状を有する者は、直ちに免許状返納書を添えて当該免許状を返納しなければならない。

第十七条及び第十八条 略

第五章 雑則

第十九条及び第二十条 略

(免許状の授与証明)

第二十一条 法第五条第七項の規定に基づき既になされた免許状の授与に関する証明を受けようとする者は、免許状授与証明申請書を提出しなければならない。

2 略

(新)

(旧)

(様式)

第二十二條 この規則に定める教育職員（免許状授与・検定・新教育領域追加）申請書等の様式は、次の各号に掲げる申請書等の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 略

二 実務に関する証明書（法附則第十八項に規定する免許状の授与を受けようとする場合を除く。） 別記第二号様式

二の二 実務に関する証明書（法附則第十八項に規定する免許状の授与を受けようとする場合に限る。） 別記第二号様式の二

(証明書の発行証明)

第二十一條の二 施行規則第六十一條の十又は二十年改正施行規則附則第十五條の規定による証明書の発行に関する証明（以下「証明書の発行証明」という。）を受けようとする者は、有効期間更新証明書等発行証明申請書を提出しなければならない。

2 証明書の発行証明は、有効期間更新証明書等発行証明書により行う。

(証明書の書換)

第二十一條の三 氏名又は本籍地を変更したことにより、施行規則第六十一條の十又は二十年改正施行規則附則第十五條の規定により発行された証明書の書換を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

一 有効期間更新証明書等書換申請書

二 書換をする証明書

三 戸籍抄本

(様式)

第二十二條 この規則に定める教育職員（免許状授与・検定・新教育領域追加）申請書等の様式は、次の各号に掲げる申請書等の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 略

二 実務に関する証明書（法附則第十九項に規定する免許状の授与を受けようとする場合を除く。） 別記第二号様式

二の二 実務に関する証明書（法附則第十九項に規定する免許状の授与を受けようとする場合に限る。） 別記第二号様式の二

十一の二 有効期間更新申請書（免許状更新講習の修了によるもの） 別記第十一号様式の二

十一の三 有効期間更新申請書（免許状更新講習受講免除によるもの） 別記第十一号様式の三

十一の四 知識技能に関する証明書 別記第十一号様式の四

十一の五 有効期間延長申請書 別記第十一号様式の五

十一の六 更新講習修了確認申請書 別記第十一号様式の六

十一の七 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二條第三項第三号の確認申請書 別記第十一

(新)

十二から二十一まで 略

(委任)

第二十三条 この規則に定めるもののほか、教育職員の免許状に関し必要な事項は、教育長が定める。

付 則

1 及び 2 略

3 次の表の上欄に掲げる単位の修得方法は、それぞれ当該下欄の定めるところによる。

法附則第五項	付則付表第一
法附則第九項	付則付表第二
二十九年改正法附則第八項	付則付表第四
二十九年改正法附則第十一項	付則付表第五
二十九年改正法附則第十二項	付則付表第六
二十九年改正法附則第十三項	付則付表第七
二十九年改正法附則第十五項	付則付表第八
二十九年改正法附則第十六項	付則付表第九
二十九年改正法附則第十七項	付則付表第十
二十九年改正法附則第十八項	付則付表第十一
<u>施行規則附則第三十五項及び第三十六項</u>	付則付表第十二

4 から 7 まで 略

別記

第1号様式（第3条、第10条―第11条、第12条の2、第22条関係）

(旧)

号様式の七

十一の八 修了確認期限延期申請書 別記第十一号様式の八

十一の九 免許状更新講習受講免除申請書 別記第十一号様式の九

十二から二十一まで 略

二十二 有効期間更新証明書等発行証明申請書 別記第二十二号様式

二十三 有効期間更新証明書等発行証明書 別記第二十三号様式

二十四 有効期間更新証明書等書換申請書 別記第二十四号様式

(委任)

第二十三条 この規則に定めるもののほか、教育職員の免許状に関し必要な事項は、県教育長が定める。

付 則

1 及び 2 略

3 次の表の上欄に掲げる単位の修得方法は、それぞれ当該下欄の定めるところによる。

法附則第五項	付則付表第一
法附則第九項	付則付表第二
二十九年改正法附則第八項	付則付表第四
二十九年改正法附則第十一項	付則付表第五
二十九年改正法附則第十二項	付則付表第六
二十九年改正法附則第十三項	付則付表第七
二十九年改正法附則第十五項	付則付表第八
二十九年改正法附則第十六項	付則付表第九
二十九年改正法附則第十七項	付則付表第十
二十九年改正法附則第十八項	付則付表第十一
<u>施行規則附則第三十一項及び第三十二項</u>	付則付表第十二

4 から 7 まで 略

別記

第1号様式（第3条、第10条―第11条、第12条の2、第22条関係）

(三)

(親展文書)

人物に関する証明書
 勤務(予定)校 _____
 (ふりがな)
 氏 名 _____
 (旧 姓)
 (通称名)
 生 年 月 日 _____ 年 月 日

上記の者の人物は、次のとおりであります。

項 目	所 見
教 育 愛	
使 命 感	
教 養 ・ 常 識	
指 導 力	
研 究 心	
協 調 性	
責 任 感	
創 造 性	
自 主 性	
地 域 活 動	
総 合 的 見 所	

年 月 日

証明者 職氏名

印

事実と相違ないことを証明します。

年 月 日

実務証明責任者

印

(注) 証明者は、現職者にあつては所属長、現職者以外の者にあつては原則として勤務予定校の校長又は出身学校長とすること。

(四)

(親展文書)

人物に関する証明書
 勤務(予定)校 _____
 (ふりがな)
 氏 名 _____

 生 年 月 日 _____ 年 月 日

上記の者の人物は、次のとおりであります。

項 目	所 見
教 育 愛	
使 命 感	
教 養 ・ 常 識	
指 導 力	
研 究 心	
協 調 性	
責 任 感	
創 造 性	
自 主 性	
地 域 活 動	
総 合 的 見 所	

年 月 日

証明者 職氏名

印

事実と相違ないことを証明します。

年 月 日

実務証明責任者

印

(注) 証明者は、現職者にあつては所属長、現職者以外の者にあつては原則として勤務予定校の校長又は出身学校長とすること。

(新)

第2号様式 (第5条、第10条—第11条、第12条の2、第22条関係)

(親展文書)

実務に関する証明書
 勤務(予定)校 _____
 (ふりがな)
 氏名 _____
 (旧姓)
 (通称名)
 生年月日 _____

勤務した期間	期 間	年月数(a)	勤 務 校 等	職 名	備 考
	年 月 日から 年 月 日まで		()		
年 月 日から 年 月 日まで		()			
年 月 日から 年 月 日まで		()			
年 月 日から 年 月 日まで		()			
年 月 日から 年 月 日まで		()			
年 月 日から 年 月 日まで		()			
年 月 日から 年 月 日まで		()			
年 月 日から 年 月 日まで		()			
勤務しなかった期間	期 間	年月数(b)	事 由 (休職、産育休等の別)		
	年 月 日から 年 月 日まで				
	年 月 日から 年 月 日まで				
	年 月 日から 年 月 日まで				
計 (a - b)					
勤務成績 (該当事項を○で囲む)		優 秀 良 好 不 良			

上記のとおり事実と相違ないことを証明します。
 年 月 日

実務証明責任者 職氏名



備考 勤務校等欄の () 書きは、特別支援学校の場合に学部を記入すること。

(旧)

第2号様式 (第5条、第10条—第11条、第12条の2、第22条関係)

(親展文書)

実務に関する証明書
 勤務(予定)校 _____
 (ふりがな)
 氏名 _____

 生年月日 _____

勤務した期間	期 間	年月数(a)	勤 務 校 等	職 名	備 考
	年 月 日から 年 月 日まで		()		
年 月 日から 年 月 日まで		()			
年 月 日から 年 月 日まで		()			
年 月 日から 年 月 日まで		()			
年 月 日から 年 月 日まで		()			
年 月 日から 年 月 日まで		()			
年 月 日から 年 月 日まで		()			
年 月 日から 年 月 日まで		()			
勤務しなかった期間	期 間	年月数(b)	事 由 (休職、産育休等の別)		
	年 月 日から 年 月 日まで				
	年 月 日から 年 月 日まで				
	年 月 日から 年 月 日まで				
計 (a - b)					
勤務成績 (該当事項を○で囲む)		優 秀 良 好 不 良			

上記のとおり事実と相違ないことを証明します。
 年 月 日

実務証明責任者 職氏名



備考 勤務校等欄の () 書きは、特別支援学校の場合に学部を記入すること。

(三)

(裏面)

(親展文書)

1 勤務状況						
年 度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
学 部						
担 当 教 科						
週 時 間 数						
年 度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
学 部						
担 当 教 科						
週 時 間 数						
2 調査事項 (該当欄に○を付す)						
項 目	優 秀	良 好	普 通	不 良		
勤 務 状 況						
研 究 心						
計 画 性						
能 率						
指 導 力						
3 総合的所見						

上記のとおり証明します。

年 月 日

証明者 職氏名

印

備考 勤務状況欄の学部については、特別支援学校の場合に記入し、担任した特別支援教育領域を () 書きで記入すること。

(四)

(裏面)

(親展文書)

1 勤務状況						
年 度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
学 部						
担 当 教 科						
週 時 間 数						
年 度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
学 部						
担 当 教 科						
週 時 間 数						
2 調査事項 (該当欄に○を付す)						
項 目	優 秀	良 好	普 通	不 良		
勤 務 状 況						
研 究 心						
計 画 性						
能 率						
指 導 力						
3 総合的所見						

上記のとおり証明します。

年 月 日

証明者 職氏名

印

備考 勤務状況欄の学部については、特別支援学校の場合に記入し、担任した特別支援教育領域を () 書きで記入すること。

(新)

第2号様式の2 (第5条、第10条、第22条関係)

(親展文書)

実務に関する証明書

勤務(予定)校 _____
(ふりがな)
氏 _____ 名 _____
(旧 姓)
(通 称 名)
生 年 月 日 _____

1 勤務状況

勤務した期間	年月数 (a)	実労働時間 (a)	勤務した施設	職 名	備考
年 月 日から 年 月 日まで		時間			
年 月 日から 年 月 日まで		時間			
年 月 日から 年 月 日まで		時間			
勤務しなかった期間	年月数 (b)		事由 (休職、産育休等の別)		
年 月 日から 年 月 日まで					
年 月 日から 年 月 日まで					
年 月 日から 年 月 日まで					
計 (a - b)		時間			

上記のとおり事実と相違ないことを証明します。

年 月 日

実務証明責任者 職氏名

印

備考 特例の対象として認められる勤務期間等(3年かつ4,320時間以上)について、複数の施設における勤務期間等を合算する場合は、それぞれの施設ごとに作成すること。

(旧)

第2号様式の2 (第5条、第10条、第22条関係)

(親展文書)

実務に関する証明書

勤務(予定)校 _____
(ふりがな)
氏 _____ 名 _____

生 年 月 日 _____

1 勤務状況

勤務した期間	年月数 (a)	実労働時間 (a)	勤務した施設	職 名	備考
年 月 日から 年 月 日まで		時間			
年 月 日から 年 月 日まで		時間			
年 月 日から 年 月 日まで		時間			
勤務しなかった期間	年月数 (b)		事由 (休職、産育休等の別)		
年 月 日から 年 月 日まで					
年 月 日から 年 月 日まで					
年 月 日から 年 月 日まで					
計 (a - b)		時間			

上記のとおり事実と相違ないことを証明します。

年 月 日

実務証明責任者 職氏名

印

備考 特例の対象として認められる勤務期間等(3年かつ4,320時間以上)について、複数の施設における勤務期間等を合算する場合は、それぞれの施設ごとに作成すること。

(三)

(裏面)

(親展文書)

2 勤務施設概要

施設名		電話番号	
所在地			
認可等年月日	年	月	日

備考 認定子ども園の場合は、構成するそれぞれの施設の名称について、全て記載すること。

3 勤務評価

① 調査事項 (該当欄に○を付す)

項目	優 秀	良 好	不 良
勤 務 状 況			
研 究 心			
計 画 性			
能 率			
指 導 力			

② 総合的所見

Blank area for overall observations.

上記のとおり証明します。

年 月 日

証 明 者 職 氏 名

印

(四)

(裏面)

(親展文書)

2 勤務施設概要

施設名		電話番号	
所在地			
認可等年月日	年	月	日

備考 認定子ども園の場合は、構成するそれぞれの施設の名称について、全て記載すること。

3 勤務評価

① 調査事項 (該当欄に○を付す)

項目	優 秀	良 好	不 良
勤 務 状 況			
研 究 心			
計 画 性			
能 率			
指 導 力			

② 総合的所見

Blank area for overall observations.

上記のとおり証明します。

年 月 日

証 明 者 職 氏 名

印

(新)

第3号様式(第6条、第10条—第11条、第12条の2、第22条関係)

身体に関する証明書

住 所
勤務(予定)校
(ふりがな)
氏 名
(旧 姓)
(通称名)
生 年 月 日

項 目	状 況
疾 病 異 常	あり(具体的内容) なし
特 記 事 項	
年 月 日 証明者 職氏名 印	

上記のとおり事実と相違ないことを証明します。
年 月 日

身体証明責任者 職氏名 印

- (注) 1 証明者は、医師又は勤務校の校長であること。
2 勤務校の校長が証明者となる場合は、疾病異常欄及び特記事項欄については、健康診断票から転記すること。

(旧)

第3号様式(第6条、第10条—第11条、第12条の2、第22条関係)

身体に関する証明書

住 所
勤務(予定)校
(ふりがな)
氏 名

生 年 月 日

項 目	状 況
疾 病 異 常	あり(具体的内容) なし
特 記 事 項	
年 月 日 証明者 職氏名 印	

上記のとおり事実と相違ないことを証明します。
年 月 日

身体証明責任者 職氏名 印

- (注) 1 証明者は、医師又は勤務校の校長であること。
2 勤務校の校長が証明者となる場合は、疾病異常欄及び特記事項欄については、健康診断票から転記すること。

(新)

第4号様式 (第9条—第11条、第12条の2、第22条関係)

教育職員 (免許状授与・検定・新教育領域追加) 申請書

年 月 日

岐阜県教育委員会 様
岐阜県収入証紙

本籍地 (都道府県名)

住 所

勤 務 (予 定) 校

(ふ り が な)

氏 名

(旧 姓)

(通 称 名)

生 年 月 日 年 月 日

連 絡 先

次のとおり免許状の (授与・新教育領域の追加) を申請します。

免 許 状 の 種 類	
教 科 又 は 特 別 支 援 教 育 領 域	

新教育領域の追加を申請する場合は以下の欄についても記入すること。

免許状に定められている 特別支援教育領域	
免 許 状 の 番 号	第 号 授与年月日 年 月 日

(注) () 内は、申請の種類に応じて不要のものを抹消すること。

(旧)

第4号様式 (第9条—第11条、第12条の2、第22条関係)

教育職員 (免許状授与・検定・新教育領域追加) 申請書

年 月 日

岐阜県教育委員会 様
岐阜県収入証紙

本籍地 (都道府県名)

住 所

勤 務 (予 定) 校

(ふ り が な)

氏 名

生 年 月 日 年 月 日

連 絡 先

次のとおり免許状の (授与・新教育領域の追加) を申請します。

免 許 状 の 種 類	
教 科 又 は 特 別 支 援 教 育 領 域	

新教育領域の追加を申請する場合は以下の欄についても記入すること。

免許状に定められている 特別支援教育領域	
免 許 状 の 番 号	第 号 授与年月日 年 月 日

(注) () 内は、申請の種類に応じて不要のものを抹消すること。

(新)

第5号様式 (第9条—第12条の2、第22条関係)

履 歴 書

本籍地(都道府県名)							
住 所							
(ふりがな) 氏 名				生年月日	年 月 日		
							(旧 姓) (通称名)
免 許 状	授与年月日	種 類	教科又は 特別支援 教育領域	番 号	授与条件	授与権者	
学 業	年 月 日	学 校 名	部 科 名	入学、卒業、修了、 中退、休学、転学別	備 考		

(旧)

第5号様式 (第9条—第12条の2、第22条関係)

履 歴 書

本籍地(都道府県名)							
住 所							
(ふりがな) 氏 名				生年月日	年 月 日		
							(旧氏名)
免 許 状	授与年月日	種 類	教科又は 特別支援 教育領域	番 号	授与条件	授与権者	
※ 有効期間の満了の日			修了確認期限 年 月 日				
学 業	年 月 日	学 校 名	部 科 名	入学、卒業、修了、 中退、休学、転学別	備 考		

(三)

業 務	年 月 日	勤 務 内 容	備 考
賞 罰	年 月 日	内 容	備 考

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名

(注) 1 「免許状」欄は、所有する教員の免許状、看護師の免許、保健師の免許及びその他教員としての基礎資格に係る免許について全部記入すること。

2 「学業」欄は、小学校入学から最終学歴の卒業まで記入し、「備考」欄には、何年制、何年在学と明記すること。

3 「業務」欄は、就職、転任、兼務、常勤、非常勤、休職、退職（休職、退職には、その理由）等を記入し、実務経験等により申請する者は、営業、従業、転廃業、業務内容等を明確に記入すること。

4 「賞罰」欄は、その理由、官公庁等を記入すること。

(四)

業 務	年 月 日	勤 務 内 容	備 考
賞 罰	年 月 日	内 容	備 考

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名

(注) 1 「免許状」欄は、所有する教員の免許状、看護師の免許、保健師の免許及びその他教員としての基礎資格に係る免許について全部記入すること。

2 ※印欄は、不要なものを抹消し、有効期限の満了の日については、法第9条第1項、第2項若しくは第4項又は第9条の2第4項若しくは第5項に規定する有効期間の満了の日のうち最も遅い日を記入すること。

3 「学業」欄は、小学校入学から最終学歴の卒業まで記入し、「備考」欄には、何年制、何年在学と明記すること。

4 「業務」欄は、就職、転任、兼務、常勤、非常勤、休職、退職（休職、退職には、その理由）等を記入し、実務経験等により申請する者は、営業、従業、転廃業、業務内容等を明確に記入すること。

5 「賞罰」欄は、その理由、官公庁等を記入すること。

(新)

第6号様式から第10号様式まで 略
第11号様式 (第12条、第22条関係)

免許状交付申請書

年 月 日

岐阜県教育委員会 様

岐阜県収入証紙

本籍地 (都道府県名)

住 所

勤務 (予定) 校

(ふりがな)

氏 名

(旧 姓)

(通 称 名)

生 年 月 日 年 月 日

連 絡 先

次のとおり免許状の交付を申請します。

免許状の種類	
教 科	

(旧)

第6号様式から第10号様式まで 略
第11号様式 (第12条、第22条関係)

免許状交付申請書

年 月 日

岐阜県教育委員会 様

岐阜県収入証紙

本籍地 (都道府県名)

住 所

勤務 (予定) 校

(ふりがな)

氏 名

生 年 月 日 年 月 日

連 絡 先

次のとおり免許状の交付を申請します。

免許状の種類	
教 科	

(新)

(四)

(証紙)

岐阜県教育委員会様 (岐阜県収入証紙)

有効期間更新申請書 (免許状更新講習の修了によるもの)

年 月 日

岐阜県教育委員会 様

岐阜県収入証紙

本籍地 (都道府県名)

住 所

勤 務 (予定) 校

(ふりがな)

氏 名

生 年 月 日 年 月 日

連 絡 先

教育職員免許法第9条の2第1項の規定により有効期間の更新を受けたいので、次とおり申請します。

有する免許状	免許状の種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状の氏名	免許状の本籍地	
修了 又は 履修 した 免許 状更 新講 習	領 域	開 設 者		修了(履修) 認定年月日	対象免許種		
	必修領域			年 月 日			
	選択必修領域			年 月 日			
	選択領域			年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄		

- (注) 1 有する免許状が上記以外にある場合は、残余の免許状について、別紙に記入すること。
- 2 対象免許種欄は、教諭の免許状に対応する免許状更新講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する免許状更新講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する免許状更新講習であれば「栄」に○印を記入すること。
- 3 平成28年3月31日以前に「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「必修領域」の欄に、「教科指導、生活指導その他教育の充実に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「選択領域」の欄に、それぞれ記入すること。

(新)

(四)

(証送)

岐阜県教育委員会様 (岐阜県収入証紙)

有効期間更新申請書 (免許状更新講習受講免除によるもの)

年 月 日

岐阜県教育委員会 様

岐阜県収入証紙

本籍地 (都道府県名)

住 所

勤 務 (予定) 校

(ふりがな)

氏 名

生 年 月 日 年 月 日

連 絡 先

教育職員免許法第9条の2第1項の規定により免許状更新講習の受講を免除の上で有効期間の更新を受けたいので、次のとおり申請します。

免 除 事 由							
有 す る 免 許 状	免許状の種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状の氏名	免許状の本籍地	

上記の者は、次のとおり教育職員免許法施行規則第61条の4に規定する者に該当することを証明します。

- 校長 副校長 教頭 主幹教諭
 幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭
 幼保連携型認定こども園の主幹栄養教諭
 指導教諭 主幹保育教諭 指導保育教諭

- 指導主事 社会教育主事
 教育委員会に置いて学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者

(新)

(四)

- 3 免許状更新講習の講師
- 4 県又は市町村の職員で第2号又は第3号に準ずる者
 - 公立大学法人の職員で第2号又は第3号に準ずる者
 - 学校法人の理事で第2号又は第3号に準ずる者
 - 社会福祉法人の理事で第2号又は第3号に準ずる者
 - 独立行政法人（文部科学大臣が指定する者に限る。）の職員で第2号又は第3号に準ずる者
- 5 学校教育における学習指導、生徒指導等に関し、特に顕著な功績があつた者に対する表彰等を受けた者
- 6 前各号と同一以上の最新の知識技能を有する者（文部科学大臣が認める者に限る。）

年 月 日

証明者 職氏名



- (注) 1 有する免許状が上記以外にある場合は、残余の免許状について、別紙に記入すること。
- 2 該当する項目の□に「レ」を記入すること。
- 3 証明者は、原則として所属長とすること。ただし、次の表の左欄に掲げる者にあつては、同表右欄に掲げる者とすること。

免許状更新講習の免除対象者		証 明 者
校長	国立学校	国立大学法人の長
	県立学校	県教育委員会（教職員課長）
	市町村立学校	市町村教育委員会
	私立学校	学校法人の理事長
市町村が設置する幼保連携型認定こども園の園長		市町村長
学校法人が設置する幼保連携型認定こども園の園長		学校法人の理事長
社会福祉法人が設置する幼保連携型認定こども園の園長		社会福祉法人の理事長
県教育委員会の職員	教育長、教育次長 又は本庁課長	県教育委員会
	現地機関の長	本庁課長
	市町村教育委員会の職員	市町村教育委員会
免許状更新講習の講師		講習開設者
学校法人の理事		学校法人の理事長
社会福祉法人の理事		社会福祉法人の理事長

(新)

(旧)

(証送)

第11号様式第4 (第12条の3、第12条の8、第22条関係)

(親展文書)

知識技能に関する証明書

勤務校

(ふりがな)

氏名

生年月日

上記の者の知識技能は、次のとおりです。

<u>項</u>	<u>目</u>	<u>所 見</u>	
		<u>十分である</u>	<u>十分でない</u>
<u>1</u>	<u>学校経営</u>		
<u>2</u>	<u>学校教育の管理</u>		
<u>3</u>	<u>教育活動の管理</u>		
<u>4</u>	<u>職員の指導・管理</u>		
<u>5</u>	<u>学習指導</u>		
<u>6</u>	<u>生徒指導</u>		
<u>7</u>	<u>学校教育又は社会教育に関する 専門的事項の指導等</u>		
<u>8</u>	<u>保健管理</u>		
<u>9</u>	<u>健康指導</u>		
<u>10</u>	<u>給食管理</u>		
<u>11</u>	<u>食に関する指導</u>		

年 月 日

証明者 職氏名 印

- (注) 1 校長、園長にあつては1、2及び4の項目の所見欄に○を付けること。
 2 副校長、副園長及び教頭にあつては1、3及び4の項目の所見欄に○を付けること。
 3 主幹教諭、指導教諭、主幹保育教諭及び指導保育教諭にあつては5及び6の項目の所見欄に○を付けること。ただし、養護をつかさどる主幹教諭(幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭を含む。)にあつては8及び9の項目の所見欄に、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭(幼保連携型認定こども園の主幹栄養教諭を含む。)にあつては10及び11の項目の所見欄に○を付けること。
 4 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者にあつては7の項目の所見欄に○を付けること。
 5 施行規則第61条の4第5号に規定する表彰等又は20年改正施行規則附則第10条第1項第5号に規定する表彰等を受けた者のうち教諭にあつては5及び6、養護教諭にあつては8及び9、栄養教諭にあつては10及び11の項目の所見欄に○を付けること。
 6 幼稚園の主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭及び教諭並びに主幹保育教諭及び指導保育教諭にあつては「学習指導」を「領域の総合的な指導」に、「生徒指導」を「生活指導・家庭との連携」に読み替えること。
 7 証明者は、原則として所属長とすること。ただし、次の表の左欄に掲げる者にあつては、同表右欄に掲げる者とすること。

免許状更新講習の免除対象者		証 明 者
校長	国立学校	国立大学法人の長
	県立学校	県教育委員会(教職員課長)
	市町村立学校	市町村教育委員会
	私立学校	学校法人の理事長
市町村が設置する幼保連携型認定こども園の園長		市町村長
学校法人が設置する幼保連携型認定こども園の園長		学校法人の理事長
社会福祉法人が設置する幼保連携型認定こども園の園長		社会福祉法人の理事長
県教育委員会の職員	教育長、教育次長 又は本庁課長	県教育委員会
	現地機関の長	本庁課長
	市町村教育委員会の職員	市町村教育委員会

(新)

(四)

(証紙)

岐阜県収入証紙 (証紙の4' 証紙証紙)

有効期間延長申請書

年 月 日

岐阜県教育委員会 様

岐阜県収入証紙

本籍地 (都道府県名)

住 所

勤 務 (予定) 校

(ふりがな)

氏 名

生 年 月 日 年 月 日

連 絡 先

教育職員免許法第9条の2第5項及び教育職員免許法施行規則第61条の6の規定により免許状の有効期間について 年 月 日まで延長を受けたいので、次のおり申請します。

延 長 事 由						
延長事由が存続する期間		年 月 日 ~ 年 月 日				
有する免許状	免許状の種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状の氏名	免許状の本籍地

(注) 有する免許状が上記以外にある場合は、残余の免許状について、別紙に記入すること。

(新)

(証紙)

(旧)

岐阜県収入証紙(55年5月31日現在)

更新講習修了確認申請書

年 月 日

岐阜県教育委員会 様
岐阜県収入証紙

本籍地(都道府県名)
住 所
勤 務 (予定) 校
(ふりがな)
氏 名
生 年 月 日 年 月 日
連 絡 先

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第2項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条第1項の規定により更新講習修了確認を受けたいので、次のとおり申請します。

有する免許状	免許状の種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状の氏名	免許状の本籍地	
修了又は履修した免許状更新講習	領域	開設者		修了(履修)認定年月日		対象免許種	
	必修領域			年 月 日		/	
	選択必修領域			年 月 日			
	選択領域			年 月 日		教・養・栄	
		年 月 日		教・養・栄			
			年 月 日		教・養・栄		

- (注) 1 有する免許状が上記以外にある場合は、残余の免許状について、別紙に記入すること。
2 対象免許種欄は、教諭を対象とする免許状更新講習であれば「教」、養護教諭免許状を対象とする免許状更新講習であれば「養」、栄養教諭免許状を対象とする免許状更新講習であれば「栄」に○印を記入すること。
3 平成28年3月31日以前に「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「必修領域」の欄に、「教科指導、生活指導その他教育の充実に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「選択領域」の欄に、それぞれ記入すること。

(新)

(四)

(証書)

岐阜県教育委員会様 (岐阜県収入証紙)

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認申請書

年 月 日

岐阜県教育委員会 様

岐阜県収入証紙

本籍地（都道府県名）

住 所

勤 務（予定）校

（ふりがな）

氏 名

生 年 月 日 年 月 日

連 絡 先

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第2項第3号及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第9条第1項の規定により同法附則第2条第3項第3号に規定する確認を受けたいので、次のとおり申請します。

有する免許状	免許状の種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状の氏名	免許状の本籍地
修了又は履修した免許状更新講習	領 域	開 設 者			修了（履修）認定年月日	
	必修領域				年 月 日	
	選択必修領域				年 月 日	
	選択領域				年 月 日	

(注) 1 有する免許状が上記以外にある場合は、残余の免許状について、別紙に記入すること。

2 平成28年3月31日以前に「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「必修領域」の欄に、「教科指導、生活指導その他教育の充実に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「選択領域」の欄に、それぞれ記入すること。

(新)

(旧)

(証紙)

岐阜県収入証紙 (岐阜県収入証紙)

修了確認期限延期申請書

年 月 日

岐阜県教育委員会 様

岐阜県収入証紙

本籍地 (都道府県名)

住 所

勤 務 (予定) 校

(ふりがな)

氏 名

生 年 月 日 年 月 日

連 絡 先

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成19年法律第98号) 附則第2条第4項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令 (平成20年文部科学省令第9号) 附則第9条第1項の規定により 年 月 日まで修了確認期限の延期を受けたいので、次のとおり申請します。

延 期 事 由						
延期事由が存続する期間		年 月 日 ~ 年 月 日				
有する免許状	免許状の種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状の氏名	免許状の本籍地

(注) 有する免許状が上記以外にある場合は、残余の免許状について、別紙に記入すること。

(新)

(四)

(証送)

岐阜県教育委員会様 (岐阜県収入証紙)

免許状更新講習受講免除申請書

年 月 日

岐阜県教育委員会 様

岐阜県収入証紙

本籍地 (都道府県名)

住 所

勤 務 (予定) 校

(ふりがな)

氏 名

生 年 月 日 年 月 日

連 絡 先

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第5項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条第1項の規定により免許状更新講習の受講免除の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

免 除 事 由						
有する免許状	免許状の種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状の氏名	免許状の本籍地

上記の者は、次のとおり教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第10条第1項に規定する者に該当することを証明します。

- 1 校長 副校長 教頭 主幹教諭
 - 幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭
 - 幼保連携型認定こども園の主幹栄養教諭
 - 指導教諭 主幹保育教諭 指導保育教諭

- 2 指導主事 社会教育主事
 - 教育委員会に置いて学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者

(新)

(四)

- 3 免許状更新講習の講師
- 4 県又は市町村の職員で第2号又は第3号に準ずる者
 - 学校法人の理事で第2号又は第3号に準ずる者
 - 社会福祉法人の理事で第2号又は第3号に準ずる者
- 5 学校教育における学習指導、生徒指導等に関し、特に顕著な功績があつた者に対する表彰等を受けた者
- 6 前各号と同等以上の最新の知識技能を有する者（文部科学大臣が認める者に限る。）

年 月 日

証明者 職氏名



- (注) 1 有する免許状が上記以外にある場合は、残余の免許状について、別紙に記入すること。
- 2 該当する項目の□に「レ」を記入すること。
- 3 証明者は、原則として所属長とすること。ただし、次の表の左欄に掲げる者にあつては、同表右欄に掲げる者とすること。

免許状更新講習の免除対象者		証 明 者
校長	国立学校	国立大学法人の長
	県立学校	県教育委員会（教職員課長）
	市町村立学校	市町村教育委員会
	私立学校	学校法人の理事長
市町村が設置する幼保連携型認定こども園の園長		市町村長
学校法人が設置する幼保連携型認定こども園の園長		学校法人の理事長
社会福祉法人が設置する幼保連携型認定こども園の園長		社会福祉法人の理事長
県教育委員会の職員	教育長、教育次長 又は本庁課長	県教育委員会
	現地機関の長	本庁課長
	市町村教育委員会の職員	市町村教育委員会
免許状更新講習の講師		講習開設者
学校法人の理事		学校法人の理事長
社会福祉法人の理事		社会福祉法人の理事長

(新)

第12号様式 (第13条、第22条関係)

免許状書換申請書

年 月 日

岐阜県教育委員会 様

岐阜県収入証紙

本籍地 (都道府県名)
住 所
勤務 (予定) 校
(ふりがな)
氏 名
(旧 姓)
(通称名)
生 年 月 日
連 絡 先

次のとおり変更したので、免許状の書換を申請します。

新	本籍地	(都道府県名)	ふりがな	
			氏 名	
			<u>(旧 姓)</u>	
			<u>(通称名)</u>	
旧	本籍地	(都道府県名)	ふりがな	
			氏 名	
			<u>(旧 姓)</u>	
			<u>(通称名)</u>	

	免許状の種類	教科又は特別支援教育領域	免許状の番号	授与年月日
1			第 号	年 月 日
2			第 号	年 月 日
3			第 号	年 月 日
4			第 号	年 月 日
5			第 号	年 月 日

(旧)

第12号様式 (第13条、第22条関係)

免許状書換申請書

年 月 日

岐阜県教育委員会 様

岐阜県収入証紙

本籍地 (都道府県名)
住 所
勤務 (予定) 校
(ふりがな)
氏 名

生 年 月 日
連 絡 先

次のとおり変更したので、免許状の書換を申請します。

新	本籍地	(都道府県名)	ふりがな	
			氏 名	

旧	本籍地	(都道府県名)	ふりがな	
			氏 名	

	免許状の種類	教科又は特別支援教育領域	免許状の番号	授与年月日
1			第 号	年 月 日
2			第 号	年 月 日
3			第 号	年 月 日
4			第 号	年 月 日
5			第 号	年 月 日

(新)

第13号様式(第14条、第22条関係)

免許状再交付申請書

年 月 日

岐阜県教育委員会 様

岐阜県収入証紙

本籍地(都道府県名)

住 所

勤務(予定)校

(ふりがな)

氏 名

(旧 姓)

(通称名)

生 年 月 日 年 月 日

連 絡 先

次のとおり免許状の再交付を申請します。

再交付の理由			
免許状の氏名			
免許状の本籍地			
免許状の種類			
教科又は特別支援教育領域			
番 号	第 号	授与年月日	年 月 日
授与の根拠規定			
出身学校又は教育機関	卒業・修了年月日	年 月 日	
追加した特別支援教育領域	追加年月日	年 月 日	

(旧)

第13号様式(第14条、第22条関係)

免許状再交付申請書

年 月 日

岐阜県教育委員会 様

岐阜県収入証紙

本籍地(都道府県名)

住 所

勤務(予定)校

(ふりがな)

氏 名

生 年 月 日 年 月 日

連 絡 先

次のとおり免許状の再交付を申請します。

再交付の理由			
免許状の氏名			
免許状の本籍地			
免許状の種類			
教科又は特別支援教育領域			
番 号	第 号	授与年月日	年 月 日
授与の根拠規定			
出身学校又は教育機関	卒業・修了年月日	年 月 日	
追加した特別支援教育領域	追加年月日	年 月 日	
<u>有効期間の満了の日</u>	<u>年 月 日</u>		

(新)

第14号様式 略
第15号様式 (第16条、第22条関係)

免許状返納書

年 月 日

岐阜県教育委員会様

住 所

氏 名

次のとおり免許状を返納します。

返納の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・教育職員免許法第10条第1項第 号該当 (教育職員免許法第5条第1項第 号該当) ・教育職員免許法第11条第 項該当
失効年月日	年 月 日
備考	

返納免許状

免許状の種類	番 号	教科又は 特別支援 教育領域	授与又は 追加年月日	授 与 権 者

(注) 「返納の理由」欄には該当する号番号又は項番号を記入し、不要なところを抹消すること。

第16号様式 略

(旧)

第14号様式 略
第15号様式 (第16条、第22条関係)

免許状返納書

年 月 日

岐阜県教育委員会様

住 所

氏 名

次のとおり免許状を返納します。

返納の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・教育職員免許法第10条第1項第 号該当 (教育職員免許法第5条第1項第 号該当) ・教育職員免許法第11条第 項該当 ・<u>教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第5項該当</u>
失効年月日	年 月 日
備考	

返納免許状

免許状の種類	番 号	教科又は 特別支援 教育領域	授与又は 追加年月日	授 与 権 者

(注) 「返納の理由」欄には該当する号番号又は項番号を記入し、不要なところを抹消すること。

第16号様式 略

(教育職員) 特別免許状

本籍地
氏名
年 月 日生

右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより左記の(教科・事項)について(教育職員)特別免許状を授与する。

記
年 月 日

岐阜県教育委員会 印

(番号)
授与条件

有効期間の満了の日 年 月 日
この免許状は、教育職員免許法第九条第二項の規定により岐阜県においてのみ効力を有する。

備考 記載は、施行規則別記第一号様式の備考の定めるところによる。

(四)

第16号様式の2 (第22条関係)

(教育職員) 特別免許状

本籍地
氏名
(旧姓)
(通称名)
年 月 日生

右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより左記の(教科・事項)について(教育職員)特別免許状を授与する。

記
年 月 日

岐阜県教育委員会 印

(番号)
授与条件

この免許状は、教育職員免許法第九条第二項の規定により岐阜県においてのみ効力を有する。

備考 記載は、施行規則別記第一号様式の備考の定めるところによる。

(三)

第16号様式の2 (第22条関係)

(教育職員) 臨時免許状

右の者に(教育職員免許法第 条)(教育職員免許法施行法第二条)の定めるところにより(左記の教科)について(教育職員)臨時免許状を授与する。

(記)

年 月 日

岐阜県教育委員会 印

(番号)

授与条件

この免許状は、教育職員免許法第九条第三項の規定により授与した日から三年間岐阜県においてのみ効力を有する。

備考 記載は、施行規則別記第一号様式の備考及び施行法施行規則別記第二号様式の定めるところによる。

(四)

第17号様式その1 (第22条関係)

(教育職員) 臨時免許状

右の者に(教育職員免許法第 条)(教育職員免許法施行法第二条)の定めるところにより(左記の教科)について(教育職員)臨時免許状を授与する。

(記)

年 月 日

岐阜県教育委員会 印

(番号)

授与条件

この免許状は、教育職員免許法第九条第三項の規定により授与した日から三年間岐阜県においてのみ効力を有する。

備考 記載は、施行規則別記第一号様式の備考及び施行法施行規則別記第二号様式の定めるところによる。

(三)

第17号様式その1 (第22条関係)

(教育職員) 臨時免許状

本籍地
氏名

年 月 日生

右の者は、教育職員免許法施行法第一条の定めるところにより(左記の教科について)(教育職員) 臨時免許状を有するものとみなす。

(記)

年 月 日

岐阜県教育委員会 印

(番号)

授与条件

この免許状は、教育職員免許法第九条第三項の規定により授与した日から三年間岐阜県においてのみ効力を有する。

備考 記載は、施行法施行規則別記第一号様式の備考の定めるところによる。

(四)

様式第17号(第22条関係)

(教育職員) 臨時免許状

本籍地
氏名

年 月 日生

(旧姓)
(通称名)

右の者は、教育職員免許法施行法第一条の定めるところにより(左記の教科について)(教育職員) 臨時免許状を有するものとみなす。

(記)

年 月 日

岐阜県教育委員会 印

(番号)

授与条件

この免許状は、教育職員免許法第九条第三項の規定により授与した日から三年間岐阜県においてのみ効力を有する。

備考 記載は、施行法施行規則別記第一号様式の備考の定めるところによる。

(三)

様式第17号(第22条関係)

(新)

第18号様式 (第10条の2、第22条関係)

特別免許状推薦書

(親展文書)

年 月 日

岐阜県教育委員会 様

任命権者又は雇用者

下記の者について、教育職員免許法第5条第3項の規定により推薦します。

記

学 校 名			
氏 名		年 齢	歳
最 終 学 歴			
推 薦 の 理 由	担当する教科に関する 専門的な知識経験又は 技能について		
	社会的信望があり、か つ、教員の職務を行う のに必要な熱意と識見 について		
	学校教育の効果的な実 施に認められる必要性 について		
採 用 予 定 年 月 日			

第19号様式 略

(旧)

第18号様式 (第10条の2、第22条関係)

特別免許状推薦書

(親展文書)

年 月 日

岐阜県教育委員会 様

任命権者又は雇用者

下記の者について、教育職員免許法第5条第4項の規定により推薦します。

記

学 校 名			
氏 名		年 齢	歳
最 終 学 歴			
推 薦 の 理 由	担当する教科に関する 専門的な知識経験又は 技能について		
	社会的信望があり、か つ、教員の職務を行う のに必要な熱意と識見 について		
	学校教育の効果的な実 施に認められる必要性 について		
採 用 予 定 年 月 日			

第19号様式 略

(甲)

第20号様式(第21条、第22条関係)

免許状授与証明申請書

年 月 日

岐阜県教育委員会 様
岐阜県収入証紙

本籍地(都道府県名)

住 所

(ふりがな)

氏 名

(旧 姓)

(通 称 名)

生 年 月 日 年 月 日

連 絡 先

次の免許状を受けたことの証明を申請します。

本籍地	(都道府県名)	ふりがな	
		氏 名	

	免許状の種類	教科又は特別支援教育領域	免許状の番号	授与年月日	証明書必要枚数
1			第 号	年 月 日	
2			第 号	年 月 日	
3			第 号	年 月 日	
4			第 号	年 月 日	
5			第 号	年 月 日	

計 通

(乙)

第20号様式(第21条、第22条関係)

免許状授与証明申請書

年 月 日

岐阜県教育委員会 様
岐阜県収入証紙

本籍地(都道府県名)

住 所

(ふりがな)

氏 名

生 年 月 日 年 月 日

連 絡 先

次の免許状を受けたことの証明を申請します。

本籍地	(都道府県名)	ふりがな	
		氏 名	

	免許状の種類	教科又は特別支援教育領域	免許状の番号	授与年月日	証明書必要枚数
1			第 号	年 月 日	
2			第 号	年 月 日	
3			第 号	年 月 日	
4			第 号	年 月 日	
5			第 号	年 月 日	

計 通

(新)

第21号様式 (第21条、第22条関係)

第 号

教育職員免許状授与証明書

本籍地
氏名

(旧姓)

(通称名)

生年月日 年 月 日

上記の者に下記の免許状を授与したことを証明します。

記

免許状種類		
教科、事項又は領域		
免許状番号		
授与年月日		
授与権者		
追加した領域及び追加年月日	領域名	追加年月日
根拠規定		
<u>(旧)有効期間の満了の日</u>		
備考		

年 月 日

岐阜県教育委員会

(旧)

第21号様式 (第21条、第22条関係)

第 号

教育職員免許状授与証明書

本籍地
氏名

生年月日 年 月 日

上記の者に下記の免許状を授与したことを証明します。

記

免許状種類		
教科、事項又は領域		
免許状番号		
授与年月日		
授与権者		
追加した領域及び追加年月日	領域名	追加年月日
根拠規定		
<u>有効期間の満了の日</u>		
備考		

年 月 日

岐阜県教育委員会

備考 二十年改正施行規則附則第9条第1項に規定する行為を受けた者については、「有効期間の満了の日」を「修了確認期限」とする。

(新)

(旧)

(証送)

岐阜県教育委員会様 (岐阜県収入証紙)

有効期間更新証明書等発行証明申請書

年 月 日

岐阜県教育委員会 様

岐阜県収入証紙

申請者住所
申請者氏名
連絡先

次の証明書の発行証明書を申請します。

氏名			
本籍地	都道府県	生年月日	年 月 日
証明書の種類	<input type="checkbox"/> 有効期間更新証明書		
	<input type="checkbox"/> 有効期間延長証明書		
	<input type="checkbox"/> 更新講習修了確認証明書		
	<input type="checkbox"/> 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認証明書		
	<input type="checkbox"/> 修了確認期限延期証明書		
	<input type="checkbox"/> 免許状更新講習免除証明書		
証明書の番号	第 号	発行年月日	年 月 日
有効期間の満了の日 又は修了確認期限	年 月 日		

(注) 証明書の種類欄は、発行証明書を希望する証明書の左欄に○を記入すること。

(新)

(旧)

(証送)

岐阜県教育委員会(岐阜県教育委員会) 岐阜県教育委員会

第 _____ 号

有効期間更新証明書等発行証明書

本籍地

氏名

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記の者に下記の証明書を発行したことを証明します。

記

<u>証明書の種類</u>	
<u>証明書の番号</u>	
<u>発行年月日</u>	
<u>有効期間の満了の日</u>	
<u>免許状の種類</u>	
<u>授与年月日</u>	
<u>授与権者</u>	
<u>免許状の番号</u>	
<u>免許状の氏名</u>	
<u>免許状の本籍地</u>	

年 _____ 月 _____ 日

岐阜県教育委員会

備考 旧免許状所持者については、「有効期間の満了の日」を「修了確認期限」とする

(新)

(旧)

(証送)

第24号様式(第21条の3、第22条証送)

有効期間更新証明書等書換申請書

年 月 日

岐阜県教育委員会 様

岐阜県収入証紙

本籍地(都道府県名)

住 所

勤 務 (予 定) 校

(ふ り が な)

氏 名

生 年 月 日

年 月 日

連 絡 先

次のとおり変更したので、証明書の書換を申請します。

(ふりがな) 氏 名	新	
	旧	
本 籍 地 (都道府県名)	新	
	旧	
書 換 事 由		

証 明 書 の 種 類	<input type="checkbox"/>	有効期間更新証明書
	<input type="checkbox"/>	有効期間延長証明書
	<input type="checkbox"/>	更新講習修了確認証明書
	<input type="checkbox"/>	教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号の確認証明書
	<input type="checkbox"/>	修了確認期限延期証明書
	<input type="checkbox"/>	免許状更新講習免除証明書
証 明 書 の 番 号	第 号	発行年月日 年 月 日
有効期間の満了の日 又は修了確認期限	年 月 日	

(注) 証明書の種類欄は、書換を希望する証明書の左欄に○を記入すること。

(新)

付表第1から付表第3まで 略
付表第4

〔法別表第6
施行規則第17条〕

(養護教諭1種免許状の授与を受ける場合)

基礎資格		必要とする在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数								大学が独自に設定する科目	
有することを必要とする免許状	その他の基礎資格			養護に関する科目				養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目					
				衛生学及び公衆衛生学(予防医学を含む。)	栄養学(食品学を含む。)	学校保健又は養護概説	選択	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	選択			
養護教諭2種免許状		3	20	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
		4	15	2	2	2	1	2	1	2	2	1	
		5	10	2	2	2		2	1	1			
	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下「看護師法」という。)第7条第1項の規定により保健師の免許を受け2種免許状を受けている者	1	10	2	1	1		1	1	1	1		
	施行規則第17条第1項の表備考の適用を受ける者	1	10	2	1	1		1	1	1	1	2	

(養護教諭2種免許状の授与を受ける場合)

基礎資格		必要とする在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数								大学が独自に設定する科目
有することを必要とする免許状	その他の基礎資格			養護に関する科目				養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目				
				衛生学及び公衆衛生学(予防医学を含む。)	栄養学(食品学を含む。)	学校保健又は養護概説	選択	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	選択		
養護助産師免許状(法別表第6備考第3号に掲げる者を含む。)		6	30	2	2	2	8	2	2	4	2	
		7	25	2	2	2	6	2	2	3	2	
		8	20	2	2	2	4	2	2	2	1	
		9	15	2	2	2	2	2	1	2	1	
		10	10	2	2	2		2	1	1		
看護師法第7条第3項の規定により看護師の免許を受けている者		10	2	1	1		1	1	1			

(旧)

付表第1から付表第3まで 略
付表第4

〔法別表第6
施行規則第17条〕

(養護教諭1種免許状の授与を受ける場合)

基礎資格		必要とする在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数								大学が独自に設定する科目
有することを必要とする免許状	その他の基礎資格			養護に関する科目				養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目				
				衛生学及び公衆衛生学(予防医学を含む。)	栄養学(食品学を含む。)	学校保健又は養護概説	選択	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	選択		
養護教諭2種免許状		3	20	2	2	2	2	2	2	2	2	2
		4	15	2	2	2	1	2	1	2	2	1
		5	10	2	2	2		2	1	1		
	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下「看護師法」という。)第7条第1項の規定により保健師の免許を受け2種免許状を受けている者	1	10	2	1	1		1	1	1	1	
	施行規則第17条第1項の表備考の適用を受ける者	1	10	2	1	1		1	1	1	1	2

(養護教諭2種免許状の授与を受ける場合)

基礎資格		必要とする在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数								大学が独自に設定する科目
有することを必要とする免許状	その他の基礎資格			養護に関する科目				養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目				
				衛生学及び公衆衛生学(予防医学を含む。)	栄養学(食品学を含む。)	学校保健又は養護概説	選択	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	選択		
養護助産師免許状(法別表第6備考第3号に掲げる者を含む。)		6	30	2	2	2	8	2	2	4	2	
		7	25	2	2	2	6	2	2	3	2	
		8	20	2	2	2	4	2	2	2	1	
		9	15	2	2	2	2	2	1	2	1	
		10	10	2	2	2		2	1	1		
看護師法第7条第3項の規定により看護師の免許を受けている者		10	2	1	1		1	1	1			

(新)

付表第5から付表第7まで 略
付則付表第1 略
付則付表第2 (法附則第9項、施行規則附則第5項)

(高等学校において看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習又は商船実習を担当する教諭の1種免許状の授与を受ける場合)

基礎資格	必要とする 在職年数	最低修得単位数						
		各教科の指導法に関する科目 等	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目 等					
			各教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育相談及びキャリア教育の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	選択
イ 大学において標題に掲げる実習に係る実業に関する学科を専攻し、短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣がこれと同等以上と認める資格を有すること。	3	5	1	2	1			1
ロ 高等専門学校において標題に掲げる実習に係る実業に関する学科を専攻し、学校教育法(昭和22年法律第28号)第121条に定める進士士の称号を有すること。	3	5	1	2	1			1
ハ 高等学校において標題に掲げる実習に係る実業に関する学科を修めて卒業すること又は文部科学大臣がこれと同等以上と認める資格を有すること	6	5科目各1 上記以外の教科にあっては、施行規則第5条第1項表備考第1号に掲げる各科目のうち	1	2	1			1
ニ 9年以上標題に掲げる実習に関する実地の経験を有すること。	3	5科目各1 上記以外の教科にあっては、施行規則第5条第1項表備考第1号に掲げる各科目1以上を含むこと。	1	2	1			1

備考 教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位については、付表第3備考の規定を準用する。

付則付表第3 略
付則付表第4 (29年改正法附則第8項、施行規則附則第14項)
(付表本体 略)
付則付表第5 (29年改正法附則第11項、施行規則附則第15項)
(付表本体 略)
付則付表第6 (29年改正法附則第12項、施行規則附則第15項)
(付表本体 略)
付則付表第7 (29年改正法附則第13項、施行規則附則第15項)
(付表本体 略)
付則付表第8 略

(旧)

付表第5から付表第7まで 略
付則付表第1 略
付則付表第2 (法附則第9項、施行規則附則第5項)

(高等学校において看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習又は商船実習を担当する教諭の1種免許状の授与を受ける場合)

基礎資格	必要とする 在職年数	最低修得単位数						
		各教科の指導法に関する科目 等	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目 等					
			各教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育相談及びキャリア教育の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	選択
イ 大学において標題に掲げる実習に係る実業に関する学科を専攻し、短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣がこれと同等以上と認める資格を有すること。	3	5	1	2	1			1
ロ 高等専門学校において標題に掲げる実習に係る実業に関する学科を専攻し、学校教育法(昭和22年法律第26号)第70条の8に定める進士士の称号を有すること。	3	5	1	2	1			1
ハ 高等学校において標題に掲げる実習に係る実業に関する学科を修めて卒業すること又は文部科学大臣がこれと同等以上と認める資格を有すること	6	5科目各1 上記以外の教科にあっては、施行規則第5条第1項表備考第1号に掲げる各科目のうち	1	2	1			1
ニ 9年以上標題に掲げる実習に関する実地の経験を有すること。	3	5科目各1 上記以外の教科にあっては、施行規則第5条第1項表備考第1号に掲げる各科目1以上を含むこと。	1	2	1			1

備考 教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位については、付表第3備考の規定を準用する。

付則付表第3 略
付則付表第4 (29年改正法附則第8項、施行規則附則第10項)
(付表本体 略)
付則付表第5 (29年改正法附則第11項、施行規則附則第11項)
(付表本体 略)
付則付表第6 (29年改正法附則第12項、施行規則附則第11項)
(付表本体 略)
付則付表第7 (29年改正法附則第13項、施行規則附則第11項)
(付表本体 略)
付則付表第8 略

(新)

付則付表第9 (29年改正法附則第16項)

(高等学校教諭専修免許状の授与を受ける場合)

1以上の教科について有することを必要とする免許状	最低修得単位数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
高等学校教諭の専修免許状		施行規則第5条第1項の表備考第1号に掲げる各科目5	受けようとする免許教科の指導法1	24

(高等学校教諭1種免許状の授与を受ける場合)

1以上の教科について有することを必要とする免許状	最低修得単位数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等
高等学校教諭の専修又は1種免許状		施行規則第5条第1項の表備考第1号に掲げる各科目5	受けようとする免許教科の指導法1

備考

- 1 教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位については、付表第1イ備考第3号の規定を準用する。
- 2 大学が独自に設定する科目の単位については、付表第1イ備考第5号の規定を準用する。

付則付表第10 (29年改正法附則第17項)

(特別支援学校教諭1種免許状(視覚障害者に関する教育領域)の授与を受ける場合)

有することを必要とする免許状	必要とする在職年数	最低修得単位数	特別支援教育に関する科目	
			施行規則第7条第1項の表第2欄に掲げる科目	施行規則第7条第1項の表第3欄に掲げる科目
旧法第5条第1項別表第1又は第6条第2項別表第7による盲学校2種免許状	3	4	2	2

(特別支援学校教諭1種免許状(聴覚障害者に関する教育領域)の授与を受ける場合)

有することを必要とする免許状	必要とする在職年数	最低修得単位数	特別支援教育に関する科目	
			施行規則第7条第1項の表第2欄に掲げる科目	施行規則第7条第1項の表第3欄に掲げる科目
旧法第5条第1項別表第1又は第6条第2項別表第7による聾学校2種免許状	3	4	2	2

(特別支援学校教諭1種免許状(知的障害者に関する教育領域、肢体不自由者に関する教育領域、病弱者(身体虚弱者を含む。))に関する教育領域)の授与を受ける場合)

有することを必要とする免許状	必要とする在職年数	最低修得単位数	特別支援教育に関する科目	
			施行規則第7条第1項の表第2欄に掲げる科目	施行規則第7条第1項の表第3欄に掲げる科目
旧法第5条第1項別表第1又は第6条第2項別表第7による養護学校2種免許状	3	4	2	2

備考 特別支援教育に関する科目の単位については、付表第6備考の規定を準用する。

付則付表第11 (29年改正法附則第18項、~~施行規則附則第16項~~)
(付表本体 略)

付則付表第12 略

付則付表第13 (~~施行規則附則第35項及び第36項~~)
(付表本体 略)

(旧)

付則付表第9 (29年改正法附則第16項)

(高等学校教諭専修免許状の授与を受ける場合)

1以上の教科について有することを必要とする免許状	最低修得単位数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
高等学校教諭の専修免許状		施行規則 5条第1項の表備考第1号に掲げる各科目5	受けようとする免許教科の指導法1	24

(高等学校教諭1種免許状の授与を受ける場合)

1以上の教科について有することを必要とする免許状	最低修得単位数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等
高等学校教諭の専修又は1種免許状		施行規則 5条第1項の表備考第1号に掲げる各科目5	受けようとする免許教科の指導法1

備考

- 1 教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位については、付表第1イ備考第3号の規定を準用する。
- 2 大学が独自に設定する科目の単位については、付表第1イ備考第5号の規定を準用する。

付則付表第10 (29年改正法附則第17項)

(特別支援学校教諭1種免許状(視覚障害者に関する教育領域)の授与を受ける場合)

有することを必要とする免許状	必要とする在職年数	最低修得単位数	特別支援教育に関する科目	
			施行規則第7条第1項の表第2欄に掲げる科目	施行規則第7条第1項の表第3欄に掲げる科目
旧法第5条第1項別表第1又は第6条第2項別表第7による盲学校2種免許状	3	4	2	2

(特別支援学校教諭1種免許状(聴覚障害者に関する教育領域)の授与を受ける場合)

有することを必要とする免許状	必要とする在職年数	最低修得単位数	特別支援教育に関する科目	
			施行規則第7条第1項の表第2欄に掲げる科目	施行規則第7条第1項の表第3欄に掲げる科目
旧法第5条第1項別表第1又は第6条第2項別表第7による聾学校2種免許状	3	4	2	2

(特別支援学校教諭1種免許状(知的障害者に関する教育領域、肢体不自由者に関する教育領域、病弱者(身体虚弱者を含む。))に関する教育領域)の授与を受ける場合)

有することを必要とする免許状	必要とする在職年数	最低修得単位数	特別支援教育に関する科目	
			施行規則第7条第1項の表第2欄に掲げる科目	施行規則第7条第1項の表第2欄に掲げる科目
旧法第5条第1項別表第1又は第6条第2項別表第7による養護学校2種免許状	3	4	2	2

備考 特別支援教育に関する科目の単位については、付表第6備考の規定を準用する。

付則付表第11 (29年改正法附則第18項、~~施行規則附則第12項~~)
(付表本体 略)

付則付表第12 略

付則付表第13 (~~施行規則附則第31項及び第32項~~)
(付表本体 略)